

議案第16号

埼玉縣市町村総合事務組合の規約変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、埼玉縣市町村総合事務組合規約を別紙のとおり変更することについて、議会の議決を求める。

令和4年2月25日提出

飯能市長 新井重治

別紙

埼玉県市町村総合事務組合同規約の一部を変更する規約

埼玉県市町村総合事務組合同規約（平成18年指令市第745号）の一部を次のように変更する。

別表第1及び別表第2第4条第1号に掲げる事務の項組合市町村の欄中「埼玉県都市競艇組合」を「埼玉県都市ボートレース企業団」に改める。

附 則

この規約は、令和4年4月1日から施行する。

埼玉県市町村総合事務組合規約新旧対照表

変更後		変更前	
別表第1（第3条関係）		別表第1（第3条関係）	
組合市町村		組合市町村	
省略 <u>埼玉県都市ボートレース企業団</u> 省略		省略 <u>埼玉県都市競艇組合</u> 省略	
別表第2（第4条関係）		別表第2（第4条関係）	
共同処理する 事務	組合市町村	共同処理する 事務	組合市町村
第4条第1号 に掲げる事務	省略 <u>埼玉県都市ボートレース企業団</u> 省略	第4条第1号 に掲げる事務	省略 <u>埼玉県都市競艇組合</u> 省略
省略		省略	